

第 2 6 1 回

国有財産関東地方審議会議事録

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日
三 田 共 用 会 議 所
2 階 第 2 特 別 会 議 室

関 東 財 務 局

目 次

1. 開 会 -----	1
2. 関東財務局長あいさつ -----	1
3. 諮問事項等審議 -----	3
諮問事項	
東京都品川区小山台2丁目に所在する土地を東京都に対し都市公園敷地及び 消防署敷地として、品川区に対し社会福祉施設等敷地及び道路敷地として、 東京ガス（株）に対しガス整圧器敷地として時価売払することについて -	3
報告事項	
国公有財産の最適利用プランの策定について -----	2 4
4. 閉 会 -----	2 6

午後 3 時 0 1 分開会

1 開 会

○上條会長 本日は、大変ご多用中のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
ございます。

ただいまから、第 2 6 1 回国有財産関東地方審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、委員の出席状況について報告をさせていただきます。

本審議会は、国有財産法施行令第 6 条の 8 第 1 項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこととなっております。

本日は、委員 1 2 名中 1 1 名の方のご出席をいただき、半数以上となっておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

2 関東財務局長あいさつ

○上條会長 それでは、議事に入る前に、関東財務局長からご挨拶をいただきます。
田中局長、よろしくお願いいたします。

○田中関東財務局長 ただいまご紹介を賜りました田中でございます。何卒よろしくお願いいたします。第 2 6 1 回国有財産関東地方審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、ご多用のところを当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、上條会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、日頃より国有財産行政をはじめとしまして財務局の業務運営にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

そういう中にありまして、昨年、一昨年、財務省及び国有財産行政をめぐりまして不祥事が起こりましたことは、大変痛恨の極みでございます。まずもってお詫びを申

申し上げます。本年7月の人事異動以降、財務省の再生ということをお大臣以下標榜しまして、日々謙虚に精進をして、新たな、透明性の高い、より開かれた行政を展開しようと、職員一同努力していることを、まずは審議会の先生方にご報告を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、当審議会は国有財産法に基づき設置されまして、国有財産の管理・処分の適正を期するために、委員の皆様方からご意見を賜り、ご審議をいただく場でございます。

本日の審議会は、先日諮問させていただきました東京都品川区小山台に所在する財産の処理につきましてご審議いただきます。後ほど担当部長から詳しく説明させていただきますので、ご審議のほど何卒よろしくお願いいたします。

さてその前に若干お時間をいただきまして、最近の国有財産行政をめぐる動きも含めまして、ご挨拶とさせていただきたいと思っております。

関東財務局管内の国有地の状況を見ますと、未利用地のストックは面積ベースで全国の7割、台帳価格ベースで全国の8割を占めております。質・量ともに相当の財産を扱っております。全国で大体3,600億円、関東でその82%の2,976億円になっております。

昨今、国有財産行政に対する国民の皆様に関心が高くなっている中、こうした国有財産は、国民共有の貴重な財産でございますので、適切な方法により管理・処分する必要がございます。国として保有する必要のないものにつきましては、売却などを通じて国の財政に貢献するとともに、地域と連携した有効活用を図ることによりまして、地域・社会のニーズに対応させていただこうということでございます。

近年では、社会経済情勢の変化を踏まえまして、介護や保育など、社会福祉分野における国有地の活用、あるいは国と地方の公共施設の集約・再編を図る、いわゆるエリアマネジメントなどを進めてきているところでございます。

今までは国の行政機関が1つのビルに集まるということはありませんでしたが、国、県、市をまたがって、様々な行政機関が1つのビルに入るとことは行われてまいりませんでした。これを最近、エリアマネジメントと称しまして、国、県、市を越えて声掛けをしていこうという努力をしているところでございます。

例えば世田谷合同庁舎は、国の税務署、区の役所、そして都の事務所が入っているということでございます。この世田谷合同庁舎は、各関係機関の努力の結晶であると

ご理解を賜ればと思っております。

このように、国有地も使い次第では有効な政策手段ということになるのではないかと感じているところでございます。現在、地域経済の活性化、地方創生を推進していくことが、政府の最重要課題の1つとなっておりますが、関東財務局では、地域の様々な主体と十分な連携を図りつつ、5つの柱で仕事をしております。

まずは本日、ご審議いただく「国有財産行政」。次に、財政投融资を通じた県や市への貸付けや、災害などの復旧についての予算の迅速な執行などを含めた「財政」、それから、各金融機関、地方銀行、そして信用金庫や信用組合、あるいは証券会社、ファンド。こういった「金融」に関する業者を関東財務局は4,000ほど所掌しております。その監督に日々努力をしているところです。また、正確な「経済調査」、そして「地域連携」と、この5つの柱をフルに活用して、地域の活性化、発展に貢献していきたいと考えております。

国有財産行政につきましては、より適切な管理処分を通じまして、時代の変化や社会のニーズに的確に対応し、街や地域のバリューアップ、地域の持続可能な成長に貢献していきたいと考えておりまして、その一環として、本日もご審議いただくものでございます。何卒よろしくご指導お願いいたします。ありがとうございます。

○上條会長 どうもありがとうございました。

3 諮問事項等審議

○上條会長 それでは、諮問事項の審議に入りたいと思います。

諮問事項

東京都品川区小山台2丁目に所在する土地を東京都に対し都市公園敷地及び消防署敷地として、品川区に対し社会福祉施設等敷地及び道路敷地として、東京ガス（株）に対しガス整圧器敷地として時価売払することについて

○上條会長 関東財務局長から諮問のありました、東京都品川区小山台2丁目に所在する土地を東京都に対し都市公園敷地及び消防署敷地として、品川区に対して社会福

社施設等敷地及び道路敷地として、東京ガス株式会社に対しガス整圧器敷地として時価売払いすることについて、審議いたします。

それでは、事務局から諮問事項の説明をお願いします。

○北條管財第2部長 管財第2部長の北條と申します。よろしく願いいたします。それでは、諮問事項についてご説明させていただきます。

本件は、東京都品川区小山台2丁目に所在する土地、合計23,711平方メートルを、東京都に対し都市公園敷地及び消防署敷地として、品川区に対し社会福祉施設等敷地及び道路敷地として、東京ガス株式会社に対しガス整圧器敷地として、それぞれ時価売払いするものでございます。

前方スクリーンの案内図をご覧ください。本財産は、東急目黒線武蔵小山駅の北方約0.6キロメートルに位置し、赤枠で囲んだ箇所が平成28年2月に関東財務局から引き受けました合同宿舍小山台住宅跡地、青枠で囲んだ箇所が平成28年1月に農林水産省から引き受けた省庁別宿舍峰友寮跡地でございます。

次に、現況図をご覧ください。中央にあります小山台住宅跡地は、東西約430メートル、南北最大約70メートルで、本財産上には昭和46年から51年に建築された鉄筋コンクリート造の建物が6棟あり、中央の茶色の点線は公園の通路となっております。また、ガス整圧器と表示のある灰色の場所は、東京ガス株式会社に対して時価貸付けを行っているものであります。

西側に移りまして、峰友寮跡地は、東西約30メートル、南北約50メートルで、本財産上には昭和46年に建築された鉄筋コンクリート造の建物が1棟ございます。

小山台住宅跡地の北側には都立林試の森公園が、西側にある峰友寮跡地の北側には都営住宅跡地が隣接しており、そのほか周囲は住宅地となっております。都市計画上は、第一種中高層住居専用地域に指定されております。

こちらは本地周辺の航空写真です。赤枠が合同宿舍小山台住宅、青枠が省庁別宿舍峰友寮、緑の枠が都立林試の森公園になります。ご覧いただいておりますとおり、本地の周辺は住宅が密集している地域となっております。

こちらは国有地にもう少し寄った航空写真です。赤枠の右側に4棟、左側に2棟、宿舍がございまして、青枠に1棟ございます。周辺の建物も戸建て住宅が密集している状況が見て取れると思います。

次に、全体利用計画図①をご覧ください。赤枠で示した範囲がご審議いただきます

国有地の範囲でございます。全体の利用計画としては、緑色で表示した公園拡張敷地が約18,127平方メートル、ピンク色で表示した消防署敷地が約1,716平方メートル、オレンジ色で表示した社会福祉施設等敷地が約2,980平方メートル、青色の線で表示した道路敷地3か所の合計が約850平方メートル、黄色で表示したガス整圧器敷地が約38平方メートルでございます。これらのゾーニングについては、本地を都立林試の森公園の拡張用地としての活用を以前から検討していた東京都が中心となって、平成28年度から本地が所在する品川区等と協議を重ねてきたものでございまして、今般、ゾーニングについて合意形成されたものであります。

公園拡張敷地の利用計画の説明の前に、都立林試の森公園の沿革について説明いたします。全体利用計画図②をご覧ください。現在の都立林試の森公園は、昭和53年に筑波研究学園都市に移転をした林業試験場の跡地であり、昭和62年10月開催の第161回の当審議会において、「東京都に対し、都市公園敷地として無償貸付及び売払い」の答申を得て処理した財産であります。

スライドに示します西側半分が現在も無償貸付けをしている範囲、東側半分は売払いをした範囲であり、平成元年に林試の森公園として開園したものであります。

続きまして、公園拡張敷地の利用計画についてご説明します。スライドが出ておりますが、東京都は、先ほどご説明いたしました都立林試の森公園の拡張敷地として取得したいとしております。東京都は、来年度以降設計を行う予定であり、具体的利用計画はパブリックコメントなどを経た後、東京都公園審議会の審議で決定するものであります。現状の計画では、スクリーンに示すとおり、健康広場、アスレチック遊具や駐車場などを整備することとしております。

続きまして、公園についての必要性・緊急性をご説明いたします。スライドをご覧ください。

国有地の南側には、災害に対して脆弱な都市構造とされる密集住宅市街地が広がっており、先ほど航空写真でご覧いただきましたが、地震発生に伴うブロック塀の倒壊、火災の延焼が危惧されております。そのため、地域の防災性・安全性の向上に向け、広域避難場所を確保する必要があるところでございます。

都立林試の森公園は、広域避難場所に指定されておりました、広域避難場所の1人当たり避難有効面積は「2平方メートル以上」と国土交通省のガイドラインで規定されているところですが、本地においては現状では1.13平方メートルしか確保できて

おらず、避難場所機能を拡充することが急務となっております。

それではスライドをご覧ください。都市公園の市街地の住民1人当たりの面積でありますが、平成30年4月1日現在、東京23区の平均は2.94平方メートルであるところ、品川区民1人当たりの都市公園面積は1.84平方メートルにとどまっています。都立林試の森公園が位置する品川区において、公園は特に不足している状況でありますことから、公園の拡張の必要性は認められるところでございます。

次に、公園の整備スケジュールでございます。スライドをご覧ください。

公園につきましては、来年2月に予定されている東京都都市計画審議会で、本地の都市公園区域への編入が答申され、3月に決定告示されれば、都市公園の区域編入が行われることとなります。分かりやすいよう、元号を全て平成で表記していますが、東京都は平成32年度または平成33年度に本地を取得し、東側にある宿舍建物4棟を約1年で解体する予定です。なお、西側にある宿舍建物2棟については、国において平成31年度に解体を行います。平成34年度から平成35年度に公園整備工事をを行い、平成36年度に供用開始する予定です。

次に消防署敷地の利用計画について説明させていただきます。スライドの案内図をご覧ください。

先に現在の荏原消防署小山出張所の位置を説明いたしますと、スライドの下側に灰色で示しました、本国有地の南方約900メートルに位置しております。

続いて利用計画についてご説明します。スライドの利用計画図をご覧ください。

これは移転した後の図でありますが、移転する場所は小山台住宅跡地の西側約1,716平方メートルの敷地に、免震鉄筋コンクリート造地上3階建ての消防庁舎及び車庫を、敷地西側に鉄筋コンクリート造地上2階建ての消防・防災訓練棟を配置し、地上には放水訓練スペースを計画しています。また、移設後は配置人員38名、ポンプ自動車2台、救急自動車1台、非常用救急車1台合計4台の配置を想定しております。

次に、本地取得の必要性と緊急性についてご説明いたします。スライドをご覧ください。

現在の荏原消防署小山出張所は、昭和40年3月の竣工から53年が経過して老朽化が進んでいるため、庁舎の改築が急務となっており、東京都の定める「第二次主要施設10か年維持更新計画」において、平成31年度から平成33年度までに改築を

行う施設に該当する施設であり、緊急度が高いとされております。

また、耐震性につきましては、平成12年に耐震補強を行い、震災時に倒壊・崩壊する危険は少ないという基準をクリアしていますが、想定される震災後に人命の安全確保のみならず、建物の機能確保が図られる防災拠点としての耐震性能は有することができていない状況となっております。

新施設を整備する際には、消防車両や資材・器材の拡充、庁舎施設の拡充、署員の訓練スペースの確保、周辺の住民による防災訓練や地域消防団との連携訓練等の実施などができるよう、各種災害に対応できる体制を強化する必要があります。

新施設の規模については、東京消防庁の内規の面積算定基準に基づいた規模となっており、敷地の規模については庁舎の規模を確保しつつ、敷地から道路への自動車の出入口の規制や、日影規制といった各規制による庁舎の配棟位置の制限、訓練スペース等の確保などを考慮し、当該敷地の広さを必要としているものです。

また、当該国有地は、荏原消防署小山出張所の管轄区域内であり、近隣消防署の管轄区域に影響を与えることなく、移転改築が可能となります。なお、既存の消防庁舎の跡地については、移転時までに東京消防庁がその利用方法等の検討を行うこととなっております。

次のスライドをご覧ください。消防署の整備スケジュールでございますが、平成31年度に土地を取得し、平成32年度に地質調査・基本設計を行い、平成33年度に実施設計、平成34から35年度に建設工事、平成36年度に業務開始を予定しております。

続きまして、社会福祉施設等の利用計画について説明させていただきます。スライドの利用計画図をご覧ください。

品川区は、小山台住宅跡地の西側部分及び峰友寮跡地と、北側に隣接しております。品川区は、この連続する土地において、地域の賑わい創出・防災機能強化を軸として、地域の方や子ども、さらに高齢者や障害者など、様々な人々が利用・交流する施設として利用する計画です。

国有地を活用した主な用途としましては、高齢者支援施設として特別養護老人ホームを、障害者支援施設として児童発達支援センターなどを、また都有地の取得部分には子育て支援施設として保育園を整備する予定としております。

これらの施設に関しては、品川区において民間の知見を活用できるよう、来年3月末までコンサル業務を委託しているところであり、今申し上げました施設を基本として、公設民営・民設民営の比較検討や施設の追加、配棟位置等も検討中であるため、品川区のイメージをお示ししているものでございます。

続いて、各施設の説明に移らせていただきますが、国有地に整備予定であります特別養護老人ホームと児童発達支援センターの2施設を、代表的なものとしてご説明させていただきます。

それでは、特別養護老人ホームについてご説明します。スライドをご覧ください。

特別養護老人ホームは、老人福祉法第20条の5及び介護保険法第8条第22項に基づく施設であり、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・食事などの介護、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設でございます。対象者は原則要介護3以上の常時介護が必要な品川区民としております。

次に、必要性・緊急性についてご説明いたします。スライドをご覧ください。

現在、品川区には計11か所884床の特別養護老人ホームが整備されておりますが、区内に特別養護老人ホームの申込者、つまり待機者が500人程度いることから、区内に整備する必要性があり、本地にも整備を要するとしております。

品川区の65歳以上の高齢者人口は、平成27年度の80,246人に対しまして、平成30年度が83,554人で、3,300人ほど増加しており、これに伴い、入居対象者が含まれる介護保険第1号認定者数も1,300人強増加しておりまして、今後さらに増加が見込まれております。要介護者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、介護のセーフティネットとしての特別養護老人ホーム整備は、品川区においても重要な課題となっております。

次に、児童発達支援センターについてご説明します。スライドをご覧ください。

児童発達支援センターとは、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設であり、発達に支援の必要な児童に対し、早期の段階から発達に関する相談を受け、必要に応じて個々の特性や発達の状況に合わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う療育支援施設でございます。対象者は、療育の観点から個別療育・集団療育を行う必要が認められる、1歳から就学年齢前の児童となります。

次に、必要性・緊急性について説明いたします。スライドをご覧ください。

児童発達支援センターの厚生労働省が推奨する整備量は、人口10万人規模に1か所とされているところ、平成30年4月時点で、品川区内の人口は約39万人でございますが、既存の区立児童発達支援センターは品川区の東側に位置する「区立品川児童学園」の1か所のみしかございませんので、品川区の西側に位置する本地に新規施設を整備し、区民に対する利便性を高めたいとしております。

次のスライドをご覧ください。品川区内の児童発達支援の実績は、先にご説明しました1施設になりますが、平成24年度末で利用者数が137人、利用実日数は延べ738日でありました。平成30年度の見込みは、利用者数が324人、利用実日数は延べ2,592日であり、平成24年度対比で利用者数が約2.3倍、利用実日数は約3.5倍を見込んでおり、平成31年度以降も、各実績の見込みは増加傾向にあると、品川区は判断しております。このため、本地に新規施設を整備し、区民に対する利便性を高めたいとしております。

各社会福祉施設に関してご説明したところでございますが、繰り返しになりますが、これらの施設に関しては、品川区において民間の知見を活用できるよう、来年3月末までコンサル業務を委託しているところであり、今申し上げました施設を基本とし、公設民営・民設民営の比較検討や施設の追加、配棟位置等も検討中であります。コンサルの結果次第では変更等も発生する可能性もありますので、もし大幅な変更などがあった場合には、今後の当審議会にてご報告させていただきたいと考えております。

次のスライドをご覧ください。整備スケジュールでございますが、平成31年度に本地を取得し、平成32年度に設計を行い、北側の公有地部分を平成32年度中に取得した後、平成33年度から35年度に施設建設工事、平成35年度中の施設開設を予定しております。

続きまして道路の敷地の利用計画についてご説明させていただきます。スライドをご覧ください。

青い線の部分が区道として処分する敷地でございますが、国有地西側の社会福祉施設等の整備にあわせ拡幅する箇所、国有地の中央に道路を新設する箇所、東側の公園の整備とあわせて道路の拡幅や新設を行う箇所を示しております。

西側と東側については、現在の道路が3メートルから4メートル程度の幅員となっており、6メートルとなるよう拡幅を行うものであり、中央については6メートルの

幅員で新設するものであります。

次に、本地取得の必要性和緊急性についてご説明いたします。スライドをご覧ください。

本地周辺の区域は、広範囲にわたり老朽化した木造住宅が密集している地域でございまして、4メートル未満の狭隘な道路が多い地域でございます。よって、現状のままでは、大規模地震による建物の倒壊、それに伴う道路閉塞、延焼の危険性が非常に高いとされているところでございます。

都立林試の森公園の拡張など、広域避難場所の防災機能の向上を図り、安全な都市空間を形成することとしているため、それに併せて、広域避難場所周辺の生活道路の拡幅などにより、生活・防災基盤の充実を図るものでございます。

基本的な考え方としまして、広域避難場所である林試の森公園への避難動線確保の観点から、現行幅員4メートル程度の道路については、緊急車両の沿道での消火活動や避難者の安全な通行が可能となるよう、6メートル道路への拡幅を実施していくこととしております。

次のスライドをご覧ください。整備スケジュールにつきましては、西側の社会福祉施設等敷地側の道路については平成31年度に取得し、平成32年度から33年度に設計・整備工事を行い、平成33年度の供用開始を予定しております。

中央及び東側の道路については、平成32年度に土地を取得し、公園やガス整圧器の整備時期と調整しながら平成35年度までに整備、平成36年度の供用開始を予定しています。

次にガス整圧器敷地の利用計画についてご説明します。スライドをご覧ください。

既存のガス整圧器は、利用計画図の灰色で表示した、小山台住宅跡地内にあり、現在は東京ガス株式会社に対して時賃貸付けをしているところですが、先ほど説明しました公園の拡張整備をするに当たり、園路の整備地や区道の拡幅に重なってしまうため、移設する必要があることから、利用計画図の黄色で示す約20メートル先の位置へ移設することとなったものです。

次のスライドをご覧ください。利用計画を説明したところでございますが、こちらは現在の国有地に設置されております施設の写真になります。この施設の中に、整圧器の機器が設置されております。

次のスライドですが、これは内部の写真となります。国有地にあります整圧器と同

機種の写真でございます。左下の地下を通ってきた中圧のガスが、整圧器を通して減圧され、低圧となったガスが右下のガス管へ流れていくという仕組みになっております。

続きましてガス整圧器敷地についての必要性・緊急性につきまして説明します。スライドをご覧ください。

まず、ガス整圧器とは、ガス事業法第2条第13項に定めるガス工作物であり、ガス供給のために必要な設備となっております。ガスは、高圧から中圧、中圧から低圧へ整圧器を通して減圧された上で顧客へと供給されることとなりますが、本件ガス整圧器は、周辺住民へ中圧から低圧に減圧の上、供給されるガスの整圧器であり、移転後も前面区道に埋設されている中圧ガス管への接続が必要となります。接続に当たっては、費用負担の軽減を図る観点から、できる限り現在地から近接する場所へ移設することについて、東京都と調整した結果、先に説明しました場所への移設が適当であるとの結論に至ったものでございます。

次のスライドをご覧ください。整備スケジュールにつきましては、平成32年度に土地を取得し、公園・道路の整備時期と調整しながら、平成33年度から35年度中に新設し供用開始、そして既存施設の撤去を完了する予定です。

先ほど局長から、国有財産を適切な方法で管理処分をしているという話でしたが、その管理処分の方法として代表的なものが2つございます。まずは一般競争入札でございまして、2つ目は随意契約で売却するという方法がございまして、本地につきましては随意契約となっております。

最後に、本財産の処分条件等についてご説明いたします。スライドをご覧ください。

国は、会計法第29条の3第1項の規定に基づき、売買契約を締結する場合には、一般競争に付さなければならないとされています。ただし、同条第5項の規定に基づき、政令の定めるところにより、随意契約によることができるとされております。

次のスライドをご覧ください。会計法第29条の3第5項の規定により、随意契約によることができる場合は、予算決算及び会計令第99条第21号の規定により、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者へ売り払いなどをするとき、とされております。

本件には、相手方が複数ありますが、まず、東京都が都市公園敷地として公共用に

供すること及び消防署敷地として公用に供すること、また、品川区が社会福祉施設等敷地及び道路敷地として公共用に供すること、更に東京ガス株式会社がガス整圧器敷地として公益事業の用に供することから、随意契約を行うこととします。

また、本件国有地は、「国家公務員宿舎の削減計画」により廃止が決定された宿舎跡地であり、跡地の処分収入については、基本的に復興財源に充てることとされていることから、全面積を時価売払いするものでございます。

なお、用途指定は、地方公共団体に時価売払いで処分する場合は付さないこととしておりますが、ガス整圧器敷地については東京ガス株式会社への時価売払いであるため、用途指定を10年間付すこととします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○上條会長 ありがとうございます。

諮問事項につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、どうぞお願いいたします。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 社会福祉施設イメージの利用計画図のスライドを出していただけますか。こちらの図のちょうど真ん中で赤枠の部分は国から取得して、その隣の都有地の一部については、先ほど取得されるという言い方をされていましたが。それは売買なのか、あるいは土地利用権か何かを東京都と結んで使うのか、そこをまず確認させてください。

○北條管財第2部長 お答えいたします。現状、この隣の都有地は、都営住宅の跡地ということなのですが、現状は更地になっている土地でございます。基本的にこちらにつきましても、売買で取得する予定であると聞いております。

○伊藤委員 そうすると、国は国で単独で売却して、東京都は東京都で単独で売却すると、買受側が戸惑う場合もあると思います。その辺は今後、都と売却条件といったものを交通整理なさるのかどうか、わかる範囲で教えてください。

○北條管財第2部長 国有地の場合につきましては、本件が諮問事項どおり決定いただきました後に、実際に購入する時期にあわせて、鑑定評価をして値段を決めていくというプロセスがあります。そのプロセスについてはまた後ほどご説明しようと思っております。そのプロセスについてはまた後ほどご説明しようと思っております。都営住宅につきましても同様のプロセスがあろうかと思っております。

ただ、本件の場合、この真ん中にあります特別養護老人ホームは、都有地と国有地にまたがった形に位置しておりますので、片方だけの土地を購入して、「では作ります」というわけにはいかないと思います。そこは時期等を、都と国と、買い受ける品川区とで調整して決めていくということになるかと思っております。

○伊藤委員 わかりました。ありがとうございました。

○上條会長 金野委員、どうぞ。

○金野委員 公園の敷地としての売払いの件でご質問します。この林試の森公園というものの基本的なことなのですが、これは無料で誰でも利用できる公園ということなのでしょうか。

○北條管財第2部長 先日、私が実際に現地へ行ってきたのですが、誰でも入れる無料の公園でございました。紅葉がきれいでも有名ということですか。

○金野委員 そうすると、いつも人でにぎわっているような公園ということなのでしょうか。

この林試の森公園というのは、公園として利用する計画として非常に大事だと思えますが、現在の利用状況といいますか、利用率が年間どのぐらいあるのかというのが、もしおわかりになれば教えていただきたいと思えます。

○内田管財第2部次長 お答えします。今申し上げましたとおり、無料で誰でも入れるということでございまして、どのぐらい利用率があるかというのは、統計がなかなか難しいかと思いますが、確認して、後ほどご説明します。

○金野委員 わかりました。

○上條会長 では、後ほどということによろしいですか。

ほかには。長谷川委員。

○長谷川委員 今の話とも絡むのですが、この公園の利用計画図でイメージを見ると、例えばアスレチック遊具や、幼児用の遊具など、施設としても充実する形になって、今も利用されているということですが、この整備を進めるとさらに利用が増えると予想できます。それで利用が増えたときに、周辺の住民とのトラブルになるようなことはないのかということを見ると、イメージ図の中にもありますが、駐車場がありますよね。この駐車場がどれぐらいの台数をまず想定しているのかということ。今現在の周辺の路上駐車などの状況もそうなのですが、例えばこの駐車場の台数が十分確保できなかったときに、ただでさえ、今回の計画の中では道路も拡幅するわ

けで、単純に考えれば、道路が広がると路上駐車する人も増えるだろうなど想像できるのですが、その辺の状況についてどういう風に見られているのでしょうか。

特に、先ほど伺いましたが、紅葉が非常にきれいだということになると、やはり紅葉の季節に多くの方が訪れると思います。その点についてどう見られているのかということと、あわせて、周辺の住民の方たちにその辺の理解というのはどのように得られているのかということについて伺いたいと思います。

それで、それと少し絡むのですが、イメージ図の中の、ちょうど真ん中の辺りの公園の下のところで、住宅地と書いてあって、少し公園の中から飛び出た地域があるわけです。やはり一番影響を受けそうなイメージが、この図だけで見るとするのですが、この辺りの住民の方に対する説明や、住民の方の理解についてはどうなっているのでしょうか。

○北條管財第2部長 まず、先ほどの説明が舌足らずでございましたが、公園の拡張につきましては、防災機能の充実ということがまず第一、それから緑の面積を増やしていくということが第二ということになっておりまして、防災に関して言うと、公園拡張ができた後に防火帯の植林を行うと聞いておりますので、そういった機能を持つようになるということになるかと思えます。

それから、今ご質問がありました地域住民の方々へのご説明についてでございますが、これは公園だけではなく、社会福祉施設などについても併せて地域住民の方々にご説明差し上げております。昨日、品川区から我々に連絡がございまして、先月末に、品川区が住民説明会を開催したということでございます。そのときに、一部の住民から、区の施設、主にこれは社会福祉施設のことだと思えますが、今予定している場所ではなくて宿舎の跡地に建てればよいのではないかといった意見や、道路拡幅については、交通量が増えるので事故の危険性が高くなるのではないかという意見があったと聞いております。

品川区においては、跡地の利用説明会を実施することとしておりまして、引き続き地域住民に真摯に対応するということでございますので、我々国としても、東京都や品川区に対しまして、地域住民へ丁寧の説明するよう働きかけてまいりたいと思えます。

それから、飛び出たところに住宅地があるということでお話がありました。今はまだ宿舎が建っている状態なので、宿舎の隣に住宅密集地があるという状況なのですが、

ここは確かに木造住宅密集地域で、火災や震災等の際には非常に危険なエリアになっております。将来的には建替えをして、密集状況を解消するような計画もあると聞いております。現況は密集地域になっているところでございますので、地域住民の方々の避難場所を増やすということと、避難しやすいように道路を拡幅する。そして、住宅から火が出てしまった場合には、公園のほうには燃え広がらないように木を植えて防ぐと、そういう計画があると聞いております。

駐車場の問題も、我々国としても、品川区、東京都とよく話し合っただけでまいりたいと考えております。

○上條会長 よろしいでしょうか。

○内田管財第2部次長 駐車場の台数につきましては、今後、東京都のほうで設計をするということでございますので、その中で台数を確保するというところで聞いております。

○上條会長 長谷川委員、よろしいでしょうか。

間部委員、どうぞ。

○間部委員 公園についてですが、これは大規模災害時の避難場所ということだと思いますが、今回、拡張することによって、どれくらいの大規模発災時の避難者をどれだけ多く受け入れるということを想定しているのかということと、あともう1つ、受け入れ時の対応と申しますか、要するに食料とか水の備蓄の体制であるとか、そういった点についてどういった考え方なり、既に既存の公園にそういう施設が常備されているのかどうか、あるいは拡張することによってそういったものがさらに追加されるのかどうか、その辺りの考え方を教えていただけますか。

○北條管財第2部長 公園の拡張でございますが、先ほどスライドにありましたとおり、現時点では1人当たりの広域避難地の面積が1.13平方メートルということですので、有効面積ということで、有効か無効かというところの判断もまたありますが、それはまた、木で囲んだり、様々な有効性をより高めるといった措置がとられると聞いています。今回、公園敷地として、1.8ヘクタールの面積が拡張されるということですので、数字上の1人当たり避難有効面積は1.13平方メートルから計算上は若干増えるということにはなりません。国土交通省のガイドラインの2平方メートルには達しないのですが、ただ、面積が増えるということは事実ですので、現行の避難計画人口としましては9万人ということになっておりますが、そこからまた1.8ヘクタール分増える

ということになっております。

○間部委員 備蓄などの耐用性というのはどうなのでしょう。

○内田管財第2部次長 備蓄については、すぐにご回答いたしかねます。申し訳ございません。

先ほど金野委員からご質問がありました、どれぐらいの来園者があるのかという話でございますが、東京都の建設局が出しているデータがございました。これは少し古いものですが、平成27年3月のマスタープランの中で、平成25年度の年間の総数が公表されておりました。これは先ほども言いましたが、入園料を取っておりませんので、具体的にどうやって人数を計るかというのはなかなか難しいのですが、その利用概況といたしましては、地域の利用者による散策や犬の散歩、スポーツ利用等が中心であるという中で、平成25年度の年間総数が110万人の利用者ということが公表されております。

○金野委員 わかりました、ありがとうございます。私の質問の趣旨はむしろ、せっかく売り払われるので有効に利用していただければという趣旨の質問だったのですが、ほかのご質問では利用者が増えて、むしろそのほうの問題もというご心配もありました。この新しい計画でも、多様な方の利用を促すようなお考えなのだということがよくわかりましたので、ぜひ、売り払われるということであれば、有効に、さらに多様な方が利用していただけるような施設の整備をしていただければと思いました。ありがとうございます。

○上條会長 ほかにはいかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 2点お伺いいたします。1つは、今回の航空写真、あるいはガスの施設の写真を出していただいて、非常にわかりやすく大変ありがたいのですが、せっかくですので、林試の森公園の現状とか、宿舎跡地の現状も、近くからの写真があれば、もう少し見せていただけると良かったなと思います。

これに関連して、ご説明がなかったのですが、ここは高低差というのは、ほぼ平地地と考えていいのかどうかを1点確認したいと思います。

それから2点目は、直接今回の国有地ではないのですが、先ほどのご説明の中で、都立林試の森公園そのものが、以前のこの審議会で審議されて、半分が売却で、半分が無償で貸付けたというお話がありました。今、売却をすると復興財源になるという

お話があったので、例えば無償貸付けのところを、今回これにあわせて都に売却するといった話というのではないのかなということ、制度的な面も含めて、教えていただければと思います。

○北條管財第2部長 高低差についてですが、現状の林試の森公園のところ、若干、5、6メートルぐらいの高低差がある公園になっております。売却予定の本地の部分、公務員住宅の跡地の部分については、平坦な土地と理解していただければと思います。

それから、昭和62年の審議会、今の林試の森公園にはもともと林業試験場があったのですが、林業試験場が筑波に移転することについて、跡地を2分の1が無償貸付け、2分の1が売却ということになりました。法律上、一般的な公園としては無償貸付けというのが原則としてあるのですが、移転に費用がかかった場合は、その移転費用も見なければいけない。つまり、林業試験場が筑波に移転するための費用を見なければならぬということで、そういった場合は一部無償にしないという旨の通達もございまして、当時そういう考え方のもと、2分の1無償貸付け、2分の1売払いになったということでございます。

公園の話とは別に、今の公務員宿舎の跡地につきましては、先ほどご説明したとおり、復興財源という絡みもありますので、全額時価売払いということになっております。

○上條会長 よろしいですか。

要するに今の無償貸付け中の部分については、東京都は購入する予定はないということですね。

○北條管財第2部長 はい。現状はそういう予定はないと聞いております。

○上條会長 はい。よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。井岡委員、どうぞ。

○井岡委員 図の社会福祉施設ができる上側辺りは、都営住宅の跡地というふうにお聞きしたのですが、それはいつごろ、どこに移転したのかという1点と、無償貸付けのところ、青い線であるなら、都営住宅跡地は空いているような感じなのですが、例えば、これから都が林試の森公園として公園の整備をするのか、それとも都営住宅跡地はそのまま残っているのかというのを教えていただきたいと思っております。

○北條管財第2部長 2番目の質問のほうからお答えしますと、都営住宅の跡地のほうは、現況更地になっておりまして、国有地と都営地にまたがるところに特別養護老

人ホームができて、都有地の側に保育園をつくる予定であるということになっております。

こちらの図をご覧ください。

更地になっている都有地の上の部分、つまりこの地図の一番左上の部分ですが、そこも都有地なのですけれども、そこは林試の森公園とつなげて公園にすると、そのように計画しているということでございます。

○井岡委員 わかりました。ありがとうございます。

○内田管財第2部次長 1番目の質問で、都営住宅がどちらのほうに移転したかというの、確認をしております。

○井岡委員 わかりました。今、直接の問題点ではないので結構です。

○上條会長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○伊藤委員 利用計画図の（道路）という図面を出していただけますか。

ちょうど中央部分で、濃い青は新設で6メートル築造するということですが、その下に、薄い水色で、説明だと道路敷地（都有地）ですか、この薄い水色というのは、現況通れる道路なのか、あるいは将来的にちゃんとした舗装か何かをなさるのかどうか、そこを確認させてください。

○北條管財第2部長 現況、民有地内の道路から茶色の部分へ通ることができます。ただ、茶色の部分の幅員が非常に狭いということがございますので、薄い水色部分を含めて幅員を6メートルに広げるといことと、あと、中央部分の青い道路の部分は全くつながっていない状況になっておりますので、ここは避難路という意味もありまして、薄い水色のところの道路とつなげるために、つまり外から来た人が避難して公園に入っていけるようにするために、そこの中央部分について6メートルの道路を新設しようという計画になっております。

○伊藤委員 はい、わかりました。

○上條会長 よろしいですか。

野並委員、どうぞ。

○野並委員 この跡地に公園であるとか特別養護老人ホームや、児童発達支援センターといった、いろいろな施設ができる必要性、緊急性というのはよく理解できたのですが、これらの施設が計画どおり整備されることによって、品川区の状況がどの程度

改善されるのか。劇的に改善されるのか、それとも焼け石に水で、まだまだ先は長いのか、その辺りはどうなのでしょう。

○北條管財第2部長 各々の施設についての必要性、緊急性のところ、個別にご説明させていただいたところですが、公園につきましては防災機能が充実されるという改善効果が認められますし、社会福祉施設につきましては、待機高齢者がいるという現況に対応するための特別養護老人ホームであります。先ほど人口10万人に1か所、発達支援センターが必要だということがございましたが、品川区は人口39万人で、現在1か所、しかも品川区の東側にしかないということで、西側に今回新しい児童発達支援センターができるということになります。現在、発達支援が必要なお子さんたちが増えている状況ですので、そういった社会福祉面での充実も見込まれるということがあります。

それから消防署につきましても、現況非常に老朽化した施設につきまして、これを新しく新設し、面積も広げて、訓練や人員やポンプ車も含めた、充実した体制にすることができます。併せて、防災機能の拡充につなげるために、道路も新設あるいは拡幅するというところでございます。

そして、この道路拡幅の影響で、今あるガス整圧器が20メートルほど移動するというところでございます。総合しますと、社会福祉分野、防災分野、これらの分野につきまして、地域住民にとっての改善効果というのは非常に大きいのではないかと考えているところでございます。

○野並委員 ただ、ここで、品川区全体で考えると、これで十分だということまでは、まだどうも行きそうもないですね。

○北條管財第2部長 例えば公園ですが、先ほど1人当たりの避難有効面積が、国土交通省の基準では2平方メートルだということで、確かにそこまでに達するものではないかと考えております。総合しますと、社会福祉分野、防災分野、これらの分野につきまして、地域住民にとっての改善効果というのは非常に大きいのではないかと考えているところでございます。

○野並委員 はい、ありがとうございました。

○上條会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。松本委員、どうぞ。

○松本委員 大きな利用計画図で、先ほど南側のところの道路整備の話が出たのですが、ブルーのところ、内側の土地はどういう状況になっているのでしょうか。売払いではないところの土地です。あそこは住宅地だというのは先ほどあったのですが、その両側の土地です。今、ブルーに塗ってあるのですが、その内側というのは結局どのような状況でしょうか。

実は、それが気になるのは、濃い青の部分だけ道路整備を6メートルとしても、あのブルーのところも6メートルが確保できるのか。つまり、南側が4メートルで、非常に道路の整備としては効率がよくないなと思っていました、そういうことで、今回道路整備なさるのだから、それは計画上考えられているのでしょうかけれど、濃い青の部分だけ6メートルとしても、こういう形でブルーのところを広げればですが、あとこっち側も少し広げていくという、何か非常に、できるところだけやるという形で、もう少し全体の道路整備とあわせておやりになることなのかなと思ひまして、内側の土地がどういう状況なのでしょう。都有地で、あそこのスカイブルーのところ、幅員4メートルに上がる、6メートルにつながるところが6メートルに行くのかとか、そうやってやることの意図がちょっと分かりませんでした。

もう1点、今お話がありました、私も社会福祉施設について、今足りなくて増やすということは、全然問題はないと思うのですが、供用開始まで大分時間がかかります。特別養護老人ホームについていえば、供用開始が平成35年ぐらいになっていくということで、まだまだ必要ではあると思います。今後、高齢者施設も、高齢者人口の状況によっては必要な時期はある程度決まっていますし、その先もあるので、そこも含めてよく考えてやっていってほしいとは思いますが、こういった施設を今足りないからつくろうというだけではなくて、その先も含めて考えていただけたらいいかなと思います。

2点目は特には回答は結構ですが、1点目について教えてください。

○北條管財第2部長 1点目のご質問でございますが、ここのブルーになっている、2か所飛び出したところにつきましては、現状都有地でございます。既に都が取得している土地でございます。国有地ではないので、特に我々は説明しなかったのですが、緑色の部分も既に都が有している土地ですので、公園の拡張用地として考えていると、そのように聞いております。

それから2点目でございますが、社会福祉施設に限らず、スケジュール的には何かと時間がかかっているかのように思われるところもあるかもしれません。今回、この事案をお認めいただいた後に、いつごろ契約締結になるかという、契約締結自体は平成31年度ということに予定されておりますが、実際に契約を締結した後に、建物を建てようとする、現況の建物を解体するという作業がまずございます。

西側につきましては、2棟建っているのですが、これにつきましては、公園と社会福祉施設と消防署と、いろいろな施設予定地にまたがって建っている、西側の2棟については国が解体するという予定になっております。

それから東側に4棟、公務員宿舎がありますが、こちらについては、そこは全て公園ですので、都が取得した後に解体する予定になっておりますが、そういった、現況ある建物の解体工事にすぐ入れるというわけではありません。まず解体設計業者を決めるために、設計業者の入札、入札により決まった設計業者が設計して、その設計の後に実際解体をするという作業がございます。

解体した後、新しい建物を建てるのですが、新しい建物につきましても同様に、設計業者を入札で決める。その業者が設計をする。設計した後、実際の工事に入ると、そういうプロセスを経ますので、どうしても時間がかかってしまうということはやむを得ないところかなとは思いますが、ただ、少しでもこの社会福祉の状況につきまして、状況を改善したいという思いは、都も区も持っているところであります。本地に限らず、品川区や、東京都では、介護保険事業計画とか、各種社会福祉に関する計画を持っておりますので、本地のこの計画も、都や区の全体計画に微力ながらも役に立つことができるのではないかと考えている次第でございます。

○内田管財第2部次長 先ほどの道路の補足をさせていただきたいのですが、今、道路新設敷地ということで、民有地の北側に、6メートル中央部分ということがありまして、先ほど説明しましたように、南側の両サイドが今、都有地だということで、外周を6メートル道路にするために、ちょっと台形のような、そのスカイブルーのところも6メートルにして、外周道路を全部6メートルにするという計画でございます。

○上條会長 よろしいですか。

○内田管財第2部次長 先ほど間部委員のほうから、備蓄の関係でご質問がございましたので、ご回答いたします。

品川区内には今、大規模備蓄倉庫として3か所設置されているようでございます。

図では表示できない、少し離れたところにあるのですが、区内の東部に2か所、中央に1か所所在しておりまして、本地周辺には存在していないという状況でございます。

それで、先ほどご説明しましたとおり、区が今コンサルをかけていますので、どの場所になるのかは今ここでは申し上げられないのですが、延床面積約400平方メートルの場所をとって、避難所の生活者約6,000人に対する3日分の物資の備蓄を保管すると想定しているところと聞いております。

想定備蓄物資量としましては、食料として約6,000人分の3食3日分や、飲料水ですと同じように約6,000人の3食の3日分や、簡易トイレ、トイレトペーパー、毛布など、そういったものを想定しているということでございます。

○間部委員 ありがとうございます。

○上條会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○佐谷委員 また道路の関係ですが、今の話で、外周を6メートルにするということ、一番東側のところの公園の水車門からまあまあ太い道路が伸びて、東京都市計画道路補助第46号線にぶつかるような動線が今度できるということになると思います。図としてはこれでしょうがないのかもしれないのですが、もう少し全体の計画がわかるような道路網とかの記載があると、防災上、今回の道路の拡幅で、これぐらい良くなりますというのがわかるのかなと思います。今のこの道路計画図だと、あまりにも断片的過ぎて、外周道路が、先ほど都営住宅の跡地も公園として拡幅するということがあったので、あの辺りからずっと6メートル道路が外周つながることになるのではと推測されて、それから補助第46号線までつながることになれば、かなり状況が変わってくると思いますので、何かそういったことがわかる図面なりご説明があると、防災上とても効果が出るというのがわかるかなと思いました。何か参考図としてそういうのがあるといいかなと思いました。

○北條管財第2部長 国有地以外のところの道路の図面については、取り寄せたいと思います。

それから今回、道路6メートルということですが、国有地のエリアだけではなくて、この地域につきまして、東京都の「防災都市づくり推進計画」、あるいは「木密地域・不燃化10年プロジェクト」というプロジェクトの中で、計画幅員6メートル以上の防災生活道路の整備ということがうたわれているところがございます、こ

の国有地の周りだけではなくこの地域について、そういったプロジェクトで東京都が進めているところでございます。

申し上げた上記計画やプロジェクトに基づきまして、東京都と区が協議した結果、最低限の安全が確保できる幅員6メートルという様に決定されたということでございます。都も、区も、公園担当者だけではなくて、防災担当者も参画して、このプロジェクトあるいはゾーニング等が決定されたということになっているところでございます。

○上條会長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

本件の目的になっています、防災上の観点だとか社会福祉上の観点だとか、国と都と品川区ということで、3つの施策や方針が結構入り組んでしまうので、各委員の皆様からのご質問も、その点に関わる部分が多かったのかなと思います。

ご説明を詳しくしていただいたわけですが、計画図等をお見せいただくときに、そういったところをわかりやすくご説明していただけるような図を、次回ご用意いただけると、さらにわかりやすく、理解しやすいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、私のほうから1点だけ確認させてください。これは消防署と社会福祉施設で、社会福祉施設のほうはおそらく児童や高齢者ですから、きっと送迎バスの行き来があると思います。消防署の場合は救急車、消防車のサイレンが鳴るわけです。したがって、周辺住民にとって、世田谷区などの例も含めて、建設するまでに住民からの反対運動などが起きているというようなこともありますので、ぜひ、いつもお願いしますが、各住民に対する、先ほどおっしゃった説明会をきちっとしていただいて、この予定どおりのものが整備されるようお願いをしたいと思います。ぜひ、住民に対する説明を丁寧にやっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

ほかにはご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたようですので、諮問どおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長 それでは、諮問どおり決定いたします。後ほど関東財務局長に対しまして答申書をお渡しすることとします。

なお、本件について、今後の事務の流れについて、事務局のほうからご説明をお願いします。

○北條管財第2部長 事務の流れをご説明する前に、上條会長をはじめ委員の皆様、いろいろご意見をいただきましてありがとうございます。今日のご意見、ご指摘を踏まえまして、今までも既にやっておりますが、引き続き、都や区とよく連携して、本計画についての進捗について、しっかり我々のほうとしてもグリップを握っていきたいと思っております。

それから、地域住民への丁寧な説明につきましては、区においても実施するというところでございますが、こちらとしましても、都や区に対してそういったことを働きかけていきたいと考えております。

さらに、補足でございますが、消防署に関していうと、現況、反対運動等は起きておらず、町会長さんに説明したところ、反対意見は消防署に関しては特になかったそうなのです。ただ、消防署のほうとしましても、日頃から消防訓練への地域住民の参画や、そういったことで住民の理解を得たいということをおっしゃったので、これは一つ、いいことかなと思っております。

ご審議いただきましてありがとうございます。ただいまご審議いただきました事案につきまして、今後の事務処理についてご説明いたします。

今後、当局において、不動産鑑定士の鑑定評価額を取得の上、予定価格を決定し、見積合わせを行った上で、売買契約を締結することになります。

以上でございます。

○上條会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

報告事項

国公有財産の最適利用プランの策定について

○上條会長 続きまして、報告事項がありますので、事務局からお願いいたします。

○倉林管財第1部長 管財第1部長の倉林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。報告事項をご説明いたしたいと思ひます。

お手元の「国公有財産の最適利用プランの策定について」という資料をご覧くださいと思います。同時にスライドもありますので、ご覧いただければと思います。

こちらは、当審議会の付議基準には該当しませんので、諮問事項ではございませんが、今般、栃木県栃木市との間で1件、最適利用プランの策定に至りましたので、ご報告させていただきたいと思っております。

場所は、JR両毛線と東武日光線が交差する、栃木駅の北口の部分でございます。現状は何も建物のない更地、未利用の状況でございますが、官公庁施設と民間施設の整備を総合的に推進しまして、駅前に魅力と賑わいのある都市拠点、シビックコア地区として開発・整備するものでございます。

具体的に申し上げますと、栃木市は、まさに市の玄関口にふさわしい市街地を形成するために、これまで土地区画整理事業や鉄道の高架化といった基盤整備を行ってまいりましたが、その魅力と賑わいをつくり出すために、官公庁施設、あるいは民間施設を誘導しまして、まず駅前の市有地を国有地と交換いたしまして、国で、税務署、ハローワークが入居する、栃木地方合同庁舎を整備いたします。そして、市が公募した民間事業者におきましては、緑色の部分でございますが、市の観光案内や情報発信拠点となりますシビックセンター、それと民間の複合施設、こちらは現在の事業者提案では、店舗やホテル、マンションが予定されておりますが、こちらを民間事業者で整備いたします。

さらに東側、黄色い部分でございますが、県民の多様な就学ニーズに幅広く応えるということで、県立の単位制高校を誘致しまして、現在既に県立学悠館高校として開校してございます。

こういった形で、官側の国と県と市のパートナーシップに加えまして、民間活力も導入した、官民連携でのまちづくりを進めることによりまして、駅前という立地条件を活かした、賑わいのある、魅力的な都市拠点をつくろうとするものでございます。

なお、国の合同庁舎の関係について申し上げますと、市内に分散しております税務署、ハローワークは、狭隘かつ老朽化しております。また場所がわかりにくい、あるいは交通の便もよくないということで、この2官署を集約・立体化することによりまして、この老朽・狭隘の解消と、耐震性の確保、あとは地域住民の方の利便性の向上を図ることができようかと思っております。

一方で、市が交換取得いたします税務署とハローワークの敷地につきましては、不足する市役所の駐車場として整備いたしまして、市民サービスの向上を図ることができようかと思っております。

コスト面でも、国のほうは敷地を交換により取得しまして、合同庁舎化いたしますので、各々単独で現地建て替える場合に比べまして、相当な費用の削減、関東地方整備局の試算によりますと4億円程度の数字が出ておりますが、そういった形で財政貢献が図られることになろうかと思えます。

説明は以上でございますが、財務省では今後とも、こうした各地方公共団体と連携しました国公有財産の最適利用を進めてまいりたいと思えますので、引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

○上條会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、何かご発言はございますでしょうか。
よろしいですか。

4 閉 会

○上條会長 それでは、以上をもちまして、本日予定された議題は全て終了いたしました。

田中関東財務局長からご発言がございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

○田中関東財務局長 上條会長、ありがとうございます。本日、ご多用中のところをご出席賜り、また貴重なご意見を賜りまして、まずは委員の皆様方に御礼を申し上げます。ありがとうございます。

頂戴いたしましたご意見、そしてご審議の結論を踏まえまして、適切に処理を進めてまいりたいと存じております。また、ご意見がございましたら、何なりとお申しつけいただければと思っております。今後とも何とぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございます。

○上條会長 ありがとうございます。

次回の審議会の日取り等につきまして、事務局からよろしくお願ひいたします。

○倉林管財第1部長 次回の審議会の開催につきましては、来年6月を目途にお願ひしたいと考えております。正式な開催通知につきましては、後日送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございます。

○上條会長 それでは、これをもちまして散会とさせていただきます。本日はありが

ありがとうございました。

午後 4 時 2 0 分閉会